

広報 つきがた

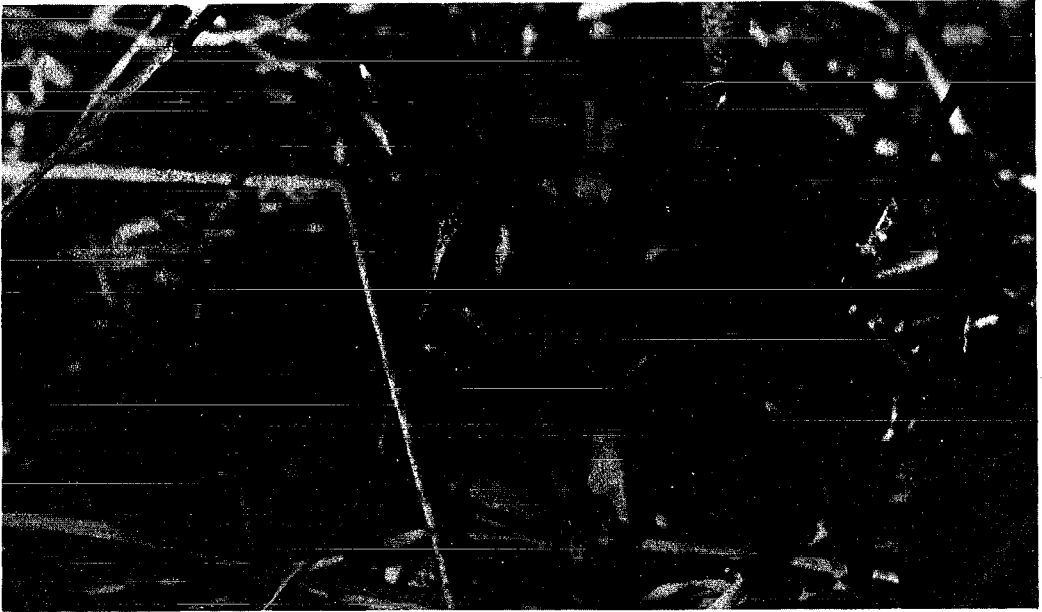
No. 89

昭和52年 4月10日 発行

発行 / 新潟県月潟村役場

毎月10日発行 1部10円

人口動態	3月31日現在		3月中の移動					
	世帯数	790	人口総数	3,828	出生	3	転入	11
	(男)	1,865	女	1,963	死亡	2	転出	37



コンニチハ
つくしの坊や!!

長い、厳しい冬が去って、暖かい春の日。
中の口川堤防で、枯草のなかからつくしが元気良く顔を出しているようにすね。

昭和五十二年の村税
から次のように改正になります。

52年度の改正
昭村税

以上の措置により、夫婦子二人の給与所得者の課税最低限を百四十一万八千円(現行百三十九万九千円)とする。

(2) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除を十八万円(現行十六万円)に、老人扶養控除、配遇者のいない第一子の扶養控除及び特別障害者控除を二十万円(現行十九万円)にそれぞれ引き上げる。

(3) 障害者、寡婦等の非課税限度額を八十万円(現行七十万円)に引き上げる。

項目	改正	現行
基礎控除	二十万円	十九万円
配遇者控除	二十万円	十九万円
扶養控除	十九万円	十七万円

(一) 個人分
(二) 法人分

区分	改正	現行
資本金一億円超	十	三
従業者百人超	二	二
資本金一億円超	三	一
従業者百人以下	一	六
資本金一千万円	一	九
超一億円以下	三	千
資本金一千万円以下	二	百
以下	一	千

二 電気税
電気税の免税点を昭和五十二年六月一日から二千四百円(現行二千円)に引き上げる。

三 国民健康保険税
(1) 国民健康保険税の算定にあたっては、被保険者でない世帯主に係る所得割、資産割及び均等割はこれを算入しないものとする。
(2) 国民健康保険税の課税限度額を十七万円(現行十五万円)に引き上げる。